

1. 生産性向上設備投資促進税制の概要

平成26年度税制改正において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進し」、「我が国の産業を中長期的にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せる」といった趣旨により、生産性向上設備投資促進税制が創設されました。**(既に施行されています。)**

<生産性向上設備投資促進税制(狭義)>

① 適用対象者

青色申告をしている法人又は個人事業者(対象事業に制限はない。)

② 優遇税制と適用期限

イ. 平成26年1月20日から平成28年3月31日までに事業供用

即時償却と5%税額控除(建物・構築物は3%)(注1)の選択制

ロ. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに事業供用

50%特別償却(建物・構築物は25%)と4%税額控除(建物・構築物は2%)(注)

の選択制

(注)所得に対する法人税額の20%が限度となる。

2. 弊社のB類型コンサルティング業務のご案内

B類型(投資利益率要件)

グリーン投資減税即時償却は、当初の予定どおり、平成27年3月で適用期限を迎えました。今後の太陽光設備に対する即時償却(取得価額全額)は、生産性向上設備投資促進税制、B類型(投資利益率要件)による方法が考えられます。当初3年間の精緻な事業計画を策定していただき、投資利益率(利回り)を算定し、その利益率が5%(資本金1億円超の会社等は15%)以上であれば、要件を満たすこととなります。(こちらの制度により、概ね容易に50%特別償却が可能です。)

手続きとしては、その投資利益率の算出が適正ある旨の税理士等の事前確認書を添付したうえで、経済産業局へ確認申請をし、確認を得る必要があります。

なお、設備の取得等(完成引渡し)までに、経済産業局の確認を得ておく必要があり、設備の引渡の最低1か月前に、準備を進めないと、税制優遇が受けられませんのでご注意ください。

弊社では、こちらの、関東経済産業局へ確認申請書類の作成及び提出を、低圧を前提として、1件当たり、110,000円(消費税別途、申請手数料10,000円を含む。)で対応させていただいております。高圧の場合には、別途のお見積もりを致します。お気軽に、ご連絡ください。

税理士 山田純也

平成11年税理士登録。山田&パートナーズ会計事務所勤務、早稲田セミナー(Wセミナー)税理士講座・公認会計士講座専任講師等を経て、平成25年3月 株式会社KKRコンサルティング設立 代表取締役就任、平成25年6月 山田純也税理士事務所開設

株式会社KKRコンサルティング 代表取締役 税理士 山田純也

住所：東京都練馬区豊玉北4-29-1-2F

電話：03-6914-9375

メールアドレス：yamada@kkarco.com

ご不明な点がございましたら、お電話、メール等にて、お気軽にお尋ねください。